



連絡先:

Richard Buchanan
Tax Partner
rbuchanan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Thomas McClelland
Tax Partner
tmcclelland@deloitte.com
Tel: +84 8 3911 0727

Bui Ngoc Tuan
Tax Director
tbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 2530

Bui Tuan Minh
Tax Director
mbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

2009年度個人所得税の確定申告のためのガイドライン

はじめに

2010年2月5日に、財政省は個人所得税に関する行政手続を改正、補足する省令第20/2010/TT-BTC号(以下、省令第20号という)を公布した。その後、2010年2月8日に、税務総局は省令第20号に添付された新しい申告書フォームについてのより具体的なガイドラインを規定する公文書第450/TCT-TNCN号を公布するとともに、2009年度個人所得税の確定申告にあたっての具体的なガイドラインを規定する公文書第451/TCT-TNCN号を公布した。

上記の各文書の要点は下記の通りである。

2009年度個人所得税の確定申告にあたっての留意点

免税となる所得及び課税となる所得

2008年度及び2009年度のボーナス

2008年度のボーナスが、2009年上半期中(1月から6月)に支給された場合は、2009年度の個人所得税の計算上免除となりますが、2009年下半期中(7月から12月)に支給された場合は、2009年度の個人所得税の計算上課税所得となります。

2009年度のボーナスが、2009年度中継続して勤務している従業員に支給された場合は、2009年度の個人所得税の計算上50%が免除となります。残りの50%は個人所得税の計算上課税所得に含まれることとなりますが、当該ボーナスが2009年中に支給された場合は、2009年度の課税所得となり、2010年第一四半期中に支給された場合は、2010年度の課税所得となります。

従業員が2009年度に12ヶ月に満たない期間だけ勤務していた場合には、2009年度の勤務期間に対して支払われたボーナスのうち、2009年度上半期中に勤務した月数に対応した部分だけが免税対象となる。

個人通勤用の自動車費用

従業員個人の通勤用に使用される自動車等の費用は、燃料費及び自動車等の稼働時間に基づいて課税所得額が計算される。2009年度下半期に実際に発生した費用は、それを享受した個人の課税所得となる。

投資及びその譲渡、ロイヤリティ及びフランチャイズからの所得

投資及びその譲渡、ロイヤリティ及びフランチャイズからの所得が 2010 年度以降に発生した場合で、2009 年度中に前払いされた場合であっても、個人所得税計算上、免税とならない。

これらの所得が 2009 年度中に発生した場合で、2010 年 7 月 1 日以前に支払われる場合には、個人所得税計算上、税除となる。

これらの所得が 2008 年度以前に発生したが、2009 年度上半期中に支払われた場合には、個人所得税計算上、税除となる。

個人所得税の確定申告手続

- 1 つの会社等からのみ賃金、給与等の所得を受取っているベトナム居住者である個人は、個人の TAX コードを使った確定申告書を提出する必要がない。その代わりに、給与等を支給している会社等(つまり雇用主)が、当該個人のために個人所得税の確定申告を実施することとなる。なお、当該取り扱いは、月次で源泉徴収・納税した個人所得税額が確定個人所得税額に比べて高いか低いかにかわらない。

上記のベトナム居住者である個人は、個人所得税の確定申告を実施する権限を当該会社等に委譲するために、個人所得税確定申告の委任状(財政省令第 60/2007/TT-BTC 号に添付された様式第 04-2/TNCN 号)を当該会社等に提出しなければならない。

- ニヶ所以上から給与、賃金等の所得を得る個人は、TAX コードを登録した税務局に対して、直接、個人所得税の確定申告書を提出しなければならない。

個人所得税の確定申告書類の提出方法とは？

個人又は委任された会社等(つまり雇用主)である納税者は、税務局に対して、直接、個人所得の確定申告書類を提出するか、インターネットを經由して税務局に個人所得税の確定申告データを送付するか、郵便で個人所得の確定申告書類を送付するか、いずれかを選択することができる。

扶養者証明書類の提出

扶養者証明書類の提出期日が 2009 年個人所得税の確定申告書の提出時まで延長されている。

個人所得税の新申告書様式

省令第 20 号は、個人所得税の新申告書様式を規定している。当該様式は、財政省令第 84/2008/TT-BTC 号及び関連する個人所得税規則に規定された旧申告書様式に取って代わるものである。主要な変更点は、下記のとおりである。

- 新様式第 02/KK-TNCN 号は、旧様式第 02/KK-TNCN 号及び第 04/KK-TNCN 号(ともに財政省令第 84/2008/TT-BTC 号に規定)に取って代わるものである。当該新様式は、給与等を支給している会社(つまり雇用主)経由の個人所得税の月次申告書であり、居住者用及び非居住者用が統合されており、かつ、旧様式の不要な項目が削除されている。
- 新様式第 07/KK-TNCN 号は、旧様式第 07/KK-TNCN 号(財政省令第 84/2008/TT-BTC 号に規定)に取って代わるものである。毎月定額の所得を得ている個人は、月額所得が変更するまで、当該様式を使って一度個人所得税の月次申告書を提出さえすれば、毎月提出する必要はない。
- 新様式第 05/KK-TNCN 号は、旧様式第 05/KK-TNCN 号(財政省令第 84/2008/TT-BTC 号に規定)に取って代わるものである。当該新様式は、非居住者用も含んでおり、かつ、旧様式の不要な項目が削除されている。
- 新別表第 05A/BK-TNCN 号は、旧別表第 05A/BK-TNCN 号(財政省令第 84/2008/TT-BTC に規定)に取って代わるものである。当該新別表は、控除項目を詳細化するとともに、納付すべき税額と納付した税額と照合する様式となっている。
- 新様式第 09/KK-TNCN 号、新別表第 09A/PL-TNCN 号及び新別表第 09B/PL-TNCN 号は、それぞれ、旧様式第 09/KK-TNCN 号、旧別表第 09A/PL-TNCN 号及び旧別表第 09B/PL-TNCN 号(いずれも財政省令第 84/2008/TT-BTC 号に規定)に取って代わるものである。
- 財政省令第 176/2009/TT-BTC 号(経済区に勤務する個人のための個人所得税の減税のガイドライン)に規定された各様式は、すでに使用できない。個人所得税の新申告書様式は、当該個人に対しても適用できるようにデザインされている。

個人所得税の還付に関する新手續

省令第 20 号は、個人所得税の還付申請書類を簡略化している。つまり、還付に当たっては、個人所得の確定申告書と個人所得税の源泉証明書・納付書の 2 種類の書類が必要となるのみである。さらに、納税者は財政省令第 60/2007/TT-BTC 号に記載された個人所得税の還付手続を行う必要がない。税務局は、提出された上記の還付申請書類に基づいて還付の可否を決定する。

留意点:

個人所得税の新確定申告書様式及び新還付新手續は、2009 年度の確定申告から適用される。残りの新申告書様式は、2010 年度から適用される。

This **Alert** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact us.

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Ms. Thanh Bui (Hanoi Office, e-mail thanhbui@deloitte.com) or Ms. Trang Dinh (Ho Chi Minh City Office, e-mail trangdinh@deloitte.com).

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia - a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.